

第5回江南市水道事業経営審議会 会議録（概要）

会議名：第5回江南市水道事業経営審議会

開催日時：平成31年1月9日（水） 午後2時から午後4時

場所：消防庁舎 3階 大会議室

委員：出席委員8名

福田 三千男（市議会議員）

尾関 昭（市議会議員）

浅野 敏夫（団体代表）

小川 隆史（団体代表）

樋口 隆久（団体代表）

横山 幸司（学識経験者）

大西 信二（公募委員）

鹿島 クミ子（公募委員）

事務局：古田（水道部長兼水道課長）

村瀬（水道課主幹）

今枝（水道課工務グループリーダー）

安田（水道課配水・維持グループリーダー）

磯部（水道課経営・業務グループリーダー）

三輪（水道課経営・業務グループ）

吉田（水道課経営・業務グループ）

経営戦略策定支援受託業者 3人

傍聴人数：1人

資料1 改正水道法の概要

資料2 水使用の実態

資料3 これまでの取り組み

資料4 水道料金改定案

資料5 水道料金改定案の比較

別紙① 水使用の実態

別紙② 水道料金改定案

別紙③ 水道料金改定案の他事業体との比較

1. 開会

2. 議題

(1) 改正水道法の概要

○事務局：資料1について説明

○会 長：江南市水道事業は、水道法の改正と経営戦略策定の時期が偶然重なった。経営戦略策定に一切、手をつけていない事業体もあり、江南市はいち早く対応していると思う。(水道法改正の背景にある)水道事業を取り巻く課題は、江南市だけではなく全国の事業体で抱えている問題である。

○委 員：(水道法改正に伴い)江南市水道事業も民営化をしなくてはならないか。

○会 長：しなくてはいけないものではない。水道事業では、まだまだハードルは高いと考える。

(2) 水使用の実態

○事務局：資料2について説明

(3) これまでの取り組み

○事務局：資料3について説明

○会 長：前回までの審議会でも説明があったが、江南市は少ない職員数かつ低い水道料金で経営してきたことが分かった。しかし、現状のままでは、老朽管の更新に費用をかけることが難しいため、水道料金改定の議論を進めてきた。

○委 員：・P.11「効率的な事業運営」について、岩倉市の損益勘定職員数が1人であり効率がよく見えるがどうか。

・P.12「外部委託状況」について、コストの削減ができたとは判断し難い。業務委託の内容が、年度によって異なるので難しいとは思いますが、例えば、全て直営だった場合での費用の試算を行い、業務委託時の費用を比較すると企業努力が分かりやすいのではないかと。

・P.15「経営状況の評価【図表5水道料金と料金回収率の関係】」にある料金回収率について教えてほしい。

○事務局：・効率的な事業運営について、水道事業の組織は、損益勘定職員(収益的支出の対象)と資本勘定職員(資本的支出の対象)に分けられる。岩倉市では損益勘定職員は1人、資本勘定職員は4人となっているが、他の事業体を見ても損益勘定職員が1人というのは特殊であり、実態はよく分からない。給水人口については江南市水道事業の約半分であるため、職員数自体が江南市より少ないことは適当だと思われる。

・外部委託状況については、再度検討したい。職員数を削減しても、業務量が減るわけではないため、必ずしも委託に出したらコストが減るわけではない。

・料金回収率については、水道料金を回収した割合ではなく、供給単価を給水原価で割ったもの。水道料金の収入／ m^3 と、水道水の原価／ m^3 を比較したもので、回収率という言葉は分かりづらいが、水道水にかかった費用をどの程度水道料金で賄えているかどうかの指標であり、100%を下回った場合、原価より安く提供していることとなる。給水原価は、収益的収支をもとに作られ、資本的収支は加味されていない。100%を上回った場合、その余剰分は資本的収支の不足額に充当している。この指標は、配水管等の資産を適正に維持していくことを勘案した上で、判断しなければならない。

(4) 水道料金改定案

○事務局：資料4について説明

(5) 水道料金改定案の比較

○事務局：資料5について説明

○会長：(料金改定について) 口径別料金体系、基本料金に含まれる基本水量廃止という中で、基本料金に固定費をそれぞれ5%、10%、50%含めた料金体系案が示されたが、5%、50%は極端であるため、概ね10%とし、従量料金については、均一料金単価は難しいため、料金体系②か③、特に③が本命になると思う。固定費の割合が多く過ぎても問題が多いし、均一料金にすることも問題が多いと思われるため、バランスが重要であると思うかどうか。

○委員：P.28「他事業体との比較」で、犬山市があるが、その後のグラフでは掲載が無いのはなぜか。

○事務局：犬山市は用途別の料金体系であり、江南市水道事業の料金改定案は、口径別の料金体系としたため、比較が難しいと判断し掲載していない。口径別の料金体系を採用している事業体だけを比較した図とした。

○委員：P.20「料金改定の考え方」で、基本料金に含める固定費の割合を高めるとあるが、現行料金は用途別であるが、基本料金は450円のほぼ一律になっている。口径別に基本料金を変更してあるが、基本料金に含める固定費の割合に基準があるのか、目標数値に対して基本料金を算出したものか。

○事務局：固定費については、100%基本料金で回収するのが望ましいが、水道料金が高額となるため、段階的に基本料金に含める方向で考えている。従量料

金は、逡増性ではなく、均一が望ましいが、各事業体の料金体系の違いからも分かるように、基本料金に含める固定費の割合に関しては、具体的に示されていない。そのため様々な料金体系を試算したものである。

○委員：・水道料金を改定する際には、基本料金は固定費の何%が含まれることと市民に説明した方がわかりやすいのではないかと。

・料金表のアップ率の表にて、青い部分があるが、水道料金を改定にもかかわらず、水道料金が安くなる箇所がある。これは逡増度を考慮したからだと思うが、相応の負担をしてもらってもよいのではないかと。

○事務局：・(従量料金の)逡増度を均一料金に向けて下げていく方向としているので、使用水量の多い部分の水道料金は下がることとなる。逆に今の料金体系では、少量の利用者は、水道を確保するために負担すべき金額を負担していないとも言える。

・仮に固定費の100%を基本料金に含めた場合、一般家庭の生活に影響が出てしまう。暫定的に固定費の50%を基本料金に含めることを目指す料金体系に設定したもののだが、本当に50%を目指すべきかについては今後議論が必要と考える。

・(小口径で多使用の場合に、料金値下げとなっているが)該当する利用者はほぼ存在しない。仮に利用者がいた場合の表となる。

○委員：5年間で目標総括原価を設定しているが、また5年先に水道料金改定するのか。改定する場合は、その後の料金改定について考えはあるのか。

○事務局：算定期間は、水道料金算定要領において3年から5年が基準となっている。水需要は、5年先の予測でも難しいので比較的短い期間でバランスを取る算定の仕方が望ましい。5年後に必ず水道料金改定するわけではなく、その時の状況で判断するしかないと思う。今回は5年間としたが、水需要の減少が予想以上に激しくなり、3年目で赤字に転じてしまうことは無いとは言えない。

○委員：水道料金を値上げしたら利用者が節水することもある。できるだけ固定費を基本料金で賄う考え方は当然だと考える。

○会長：P.33に目指すべき料金体系とあるが、江南市独自のものではなく、国や研究会等が示す方向性に沿ったものとして示す必要があると感じる。

○委員：・P.28「他事業体との比較」について、水道法の改正でも広域連携の推進が示されているが、江南市は基幹管路の耐震適合率等が一番遅れている。(広域化をする場合について)嫌がられる可能性があると思われるが。

・県水の割合が高いと、給水原価も上がると聞いたが、県水の割合が約6割あっても、給水原価が高くない近隣事業体もあるのはなぜか。

・官民連携を行う事業体同士が広域連携を行うと思われるが、料金体系

を合わせる必要は無いか。

○事務局：・事業統合であれば、耐震化率や料金が異なることは問題にはなると思うが、広域連携など一部を連携することについては、必ずしも問題とはならないと考える。実際に香川県では、県内1水道になることが決まっているが、統一料金体系までの10年間で事業体間の格差の是正が計画されている。水道料金を上げて、管路更新を進めなければならない地域もあれば、緩やかに更新する地域もある。現時点では、江南市は近隣事業体との事業統合までは想定しておらず、スケールメリットなどが働くのであれば、部分的に広域連携を検討することとしている。

・給水原価は、江南市の場合、県水よりも自己水（地下水）を汲み上げた方が安い。犬山市は、県水割合が（江南市水道事業より多く）約60%あっても、給水原価が江南市よりも安い。名古屋市は、（給水人口密度ははるかに高いはずだが）江南市より給水原価は安くはない。背景にある環境がそれぞれ異なるため、詳しく研究しないと分からない。

○会長：今後、広域化や市町村合併することになるとしても、江南市の水道料金が現在適正な水準であることを示しておくことが重要であるため、今回は適正な料金を設定していくことが必要だと考える。事務局としては、料金改定案料金体系の②か③で進めていくことでよろしいか。

○事務局：P.33の料金体系⑤に向かう形、固定費の50%を基本料金とした辺りを狙って、今回、審議してもらっている。この改定となれば、先5年間は安定した経営が維持できる料金体系、その中でも③を進めたいと考える。

○会長：料金体系③で進めていただきたいと思うがよろしいか。

○委員：料金体系②の方が目標総括原価に近いのではないか。

○事務局：料金体系②の方が目標総括原価には近いが、料金体系の内容がそれぞれ大きく違う。現行料金は基本料金に1か月あたり5^mの基本水量が含まれているため、5^mまでは450円となっている。料金体系②は5^m以下の少ない使用者の料金改定額を配慮しているが、料金体系③は従量料金を一定に遡増させた単価としている。P.26 料金体系②13mmの5^m／月は改定率77.8%、料金体系③13mmの5^m／月は改定率が100%となっていることから配慮の結果が見て取れる。ちなみに改定率100%は現状維持ではなく2倍になるということ。当初、口径13mmで5^m／月使用する場合は、料金の変更が無いように目指していたが、その設計が難しいことが判明した。現在策定している目標総括原価は料金改定案から逆算で算出した改定であり、試算した料金体系案については、料金の単価の端数を丸めたことにより、目標総括原価との差異が生じた。

○委員：下水道料金は、水道使用量から計算されるが、接続率を上げるために、

料金を割り引くなど、検討はしないか。

○事務局：水道料金、下水道料金それぞれの総括原価から、料金を算定している。
また、水道事業の収入は水道事業の事業費に使用すべきであることから、
現段階では検討していない。

P.26 の大口径の少量使用者に関して、改定率が大きい数値となっている
が、大口径を使用する場合、それに対応する配水管も大口径が必要であり、
維持管理費も余計にかかることとなるため、基本料金が高くなっているが、
従量料金の逡増度を緩めたことから、使えば使うほど今より水道料金は割
安となっている。

○会 長：それでは、この中で料金体系③を基本ベースに今後審議するということ
でよろしいか。
(委員同意)

(4) 江南市水道事業経営戦略案

○事務局：素案について説明。

3. その他

今後の予定について

4. 閉会